

Ⅱ-14-3 書面申請における押印の要否



1分30秒

- 問題1** 未成年者が所有権の登記名義人である土地についてその親権者が当該未成年者を代理して分筆の登記を申請するときは、当該未成年者は申請書に押印することを要しない。(H27-4-イ)
- 問題2** 所有権の登記名義人が合体による登記等を書面により申請する場合において、申請書に申請人の署名があるときは、申請人は申請書に押印することを要しない。(H27-4-ア)
- 問題3** 建物の合併の登記の申請を書面によってする場合において、委任による代理人が署名した申請書には、委任による代理人が押印をすることを要する。(H19-15-イ改)
- 問題4** 土地の合筆の登記の申請を書面によってする場合において、申請人が署名した委任状であって、公証人の認証を受けたものには、申請人が押印をすることを要する。(H19-15-エ改)
- 問題5** 建物の表題登記の申請を書面によってする場合において、申請人が記名した委任状には、申請人が押印をすることを要する。(H19-15-ア改)
- 問題6** 土地の分筆の登記の申請を書面によってする場合において、申請書に添付する地積測量図であって、その作成者が署名したものには、地積測量図の作成者が押印をすることを要する。(H19-15-ロ改)
- 問題7** 建物の合体の登記の申請を書面によってする場合において、申請書に添付する建物図面であって、申請人が記名したものには、申請人が押印をすることを要する。(H19-15-ウ改)

Onepoint Advice

・書面申請における申請書や委任状への署名・記名押印

署名 ⇒ 自筆で名前を記すこと ⇒ サインをイメージ

記名 ⇒ 自筆以外で名前を記すこと ⇒ ワープロやゴム印をイメージ

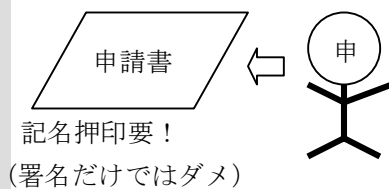
押印 ⇒ 記した名前の後に印鑑を押すこと

署名 ≒ 記名押印 (ほぼ同じ効力がある)

ただし、申請人の印鑑証明書の添付を要する登記の場合、申請人が押印した印鑑の印影と、印鑑証明書によって証明されている印影の一致が審査されることになるので、**申請人は署名だけではダメ!**

例1 所有権の登記ある土地の合筆の登記等、印鑑証明書を要する登記

本人が申請する場合



調査士が代理人として申請する場合

